

通所介護及び介護予防通所介護及び第一号通所事業運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人英会が開設する通所介護及び介護予防通所介護事業所及び第一号通所事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態（介護予防通所介護及び第一号通所事業にあたっては要支援状態）にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護及び介護予防通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者に社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

2 事業実施に当たっては、地域との結びつきを重視し関係市町村、地域包括支援センター及び居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う主たる事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次の通りとする。

- | | |
|---------|-----------------------|
| 一 名 称 | えいがの里デイサービスセンター |
| 二 所 在 地 | 埼玉県児玉郡上里町大字三町 19 番地 4 |

(主たる事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1 人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者が事業に関する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。

- 二 従業者

生活相談員 1 人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 1 人以上

看護職員は利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行

う。

介護職員 2 人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介護及び援助を行う。

機能訓練指導員 1 人以上

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 日曜から土曜までとする。(12月29日～1月3日までを除く。)
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は(1単位 20名とする。)

(指定通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所介護等の内容は次のとおりとし、指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証記載の割合に応じた額とする。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業については、上里町長が定める基準上の額とする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴(一般浴)

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康状態のチェック

(5) 送迎

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 次条に定める通常の事業の実施地域を越えた地点から行う送迎に要する費用

ア 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 150円

イ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 200円

二 食費 別紙1利用料の通り

三 おむつ代 実費

四 その他日常生活上の便宜に係わる費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、本庄市・児玉郡区域とする。

(サービス提供の留意事項)

第9条 従業者は利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

一 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示をおこなう。

(1) 主治医からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなった時にはすみやかに申し出る。

(3) 体調不良等によって指定通所介護の提供に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定通所介護及び介護予防通所介護及び第一号通所事業の提供に当たるものは、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手

当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、防火管理又は火気・消防等についての責任者を定め、火災・水害・土砂災害・地震等にも対処するための非常災害対策計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 指定通所介護及び介護予防通所介護及び第一号通所事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示を求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事件発生時の対応)

第 13 条 利用者に対する指定通所介護の提供により事件が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の自己の状況及び事故に際して取った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(個人情報の保護)

第 15 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修を、採用 3 ヶ月以内に行う。

二 採用後研修、年 1 回以上実施する。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人英会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から執行する。

(苦情処理・事故発生時の対応・虐待防止に関する事項・個人情報の保護)の項目を追加